

「買取大吉アジア男子バレーボール選手権大会 福岡 2026」

演出関連業務委託仕様書

1 委託業務名

「買取大吉アジア男子バレーボール選手権大会 福岡 2026」演出関連業務委託

2 履行場所

アジア男子バレーボール選手権大会 福岡 2026 組織委員会（以下、「組織委員会」という。）の指定する場所

3 履行期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

4 目的

本業務は、「買取大吉アジア男子バレーボール選手権大会 福岡 2026」（以下「本大会」という。）の開催にあたり、大会全体の演出な調整・手配業務を行うとともに、安全で円滑かつ効率的な総合演出を行う。

5 大会概要

大会名	買取大吉アジア男子バレーボール選手権福岡 2026
日程	令和8年9月4日（金）～13日（日）
会場	北九州市立総合体育館
主催	アジアバレーボール連盟（AVC） バレーボールワールド（VW） アジア男子バレーボール選手権大会 福岡 2026 組織委員会
競技主管	公益財団法人日本バレーボール協会（JVA）
参加国・地域 （12ヵ国・地域）	日本、オーストラリア、バーレーン、中国、インド、イラン、韓国、 ニュージーランド、オマーン、カタール、チャイニーズタイペイ、タイ
放送局	フジテレビ（予定）

6 委託業務の内容

本業務は、本大会における総合業務に関する要件を定めるものとする。対象は、演出の統括管理・手配業務、音響・照明・映像関連手配物および関連サポート業務となる。

委託業務内容の詳細については、「仕様書別紙」を参照すること。なお、「仕様書別紙」に記載のある提出締切日等は考慮しなくてよいものとする。

詳細な仕様については、主催者（アジアバレーボール連盟、バレーボールワールド）が提供する資料に基づき、受注者との協議を踏まえて最終決定する。

6.1 演出関連の統括管理業務

- 6.1.1 本大会の演出準備に関する工程表(マスタースケジュール)の策定および更新
- 6.1.2 音響、照明、映像等事業者の進捗・予算管理
- 6.1.3 国際競技団体演出担当との定期打合せ
- 6.1.4 演出関連施工物・必要電気容量の関係各所調整
- 6.1.5 競技および表彰式の日英進行台本の作成
- 6.1.6 協賛社広告露出の調整・運用
- 6.1.7 進捗状況報告・タスクリストの作成・管理

6.2 手配関連

- 6.2.1 アナウンサー（日英）
- 6.2.2 演出 DJ（機材手配合む）
- 6.2.3 舞台監督
- 6.2.4 英語コーディネーター
- 6.2.5 進行ディレクターおよびアシスタントスタッフ
- 6.2.6 表彰ディレクターおよびアシスタントスタッフ
- 6.2.7 場内演出用カメラおよびクルー
- 6.2.8 参加国・地域の国旗データおよび国歌音源
- 6.2.9 大型映像等演出用素材

6.3 音響

- 6.3.1 コート向けスピーカー
- 6.3.2 客席向けスピーカー
- 6.3.3 上記の周辺機材、オペレーター
- 6.3.4 音響プランの各所調整・運用

6.4 照明

- 6.4.1 競技用照明（既存照明は 2,000 ルクス）
- 6.4.2 演出用照明

6.4.3 上記の周辺機材、オペレーター

6.4.4 照明プログラミングの各所調整・運用

※演出照明プログラミングは主催者（バレーボールワールド）の担当者が行う。業務はそのフォローとなる。

6.5 映像

6.5.1 コートサイド LED

6.5.2 大型映像（仮設 1 基、常設大型映像 1 基も使用）

6.5.3 上記の周辺機材、オペレーター

6.5.4 映像送出内容の各所調整・運用

6.6 セット間演出

6.6.1 日本戦や準々決勝から決勝までのセット間演出の策定、調整および実施

6.6.2 演出用備品・機材・人員手配

6.7 その他

その他、事業者が提案する演出も含め、本件業務実施に関して必要な業務

7 業務実施体制

業務を実施するにあたり、受注者の専門的知見を十分に活かし、円滑に実施するための実施体制を確立すること。

7.1 業務対応スタッフ

7.1.1 統括ディレクター(責任者)

7.1.2 舞台監督

7.1.3 進行スタッフ（競技・表彰式）

7.1.4 アナウンサー

7.1.5 DJ（音効）

7.1.6 音響オペレーター

7.1.7 照明オペレーター

7.1.8 映像オペレーター

7.1.9 その他受託業務遂行に必要なスタッフ

8 著作権

本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）及びその他の権利についての交渉・処理は受注者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権は、当該成果物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。また、受注者は本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権については行使しないものとする。

9 個人情報の保護

本契約の履行に関連する受注者独自の個人情報の取扱いについては、「保有個人情報取扱特記事項」の規定に準じ、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない

10 秘密の保持

受注者は、本業務を履行する上で知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示又は漏洩してはならない

11 その他

- ・ 事業の詳細・遂行、仕様書に定めのない事項については、その都度、組織委員会と十分に協議の上、進めていくこと
- ・ 事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、組織委員会に報告すること